

港湾関連データ連携基盤(港湾管理分野)の 全体像と今後の進め方

我が国の港湾行政手続について

○我が国には全国に一千近くの港湾が存在し、ほとんどの場合、都道府県や市町村といった各地方公共団体が港湾管理者として港湾の管理を担っている。

○船舶の入出港の届出や港湾施設の使用許可など、港湾の管理に必要な諸手続は、主にそれぞれ港湾管理者としての地方公共団体が個別に条例で定めている。

【港湾位置図(重要港湾以上)】



【港湾数、港湾管理者法人数(56条港湾を除く)】

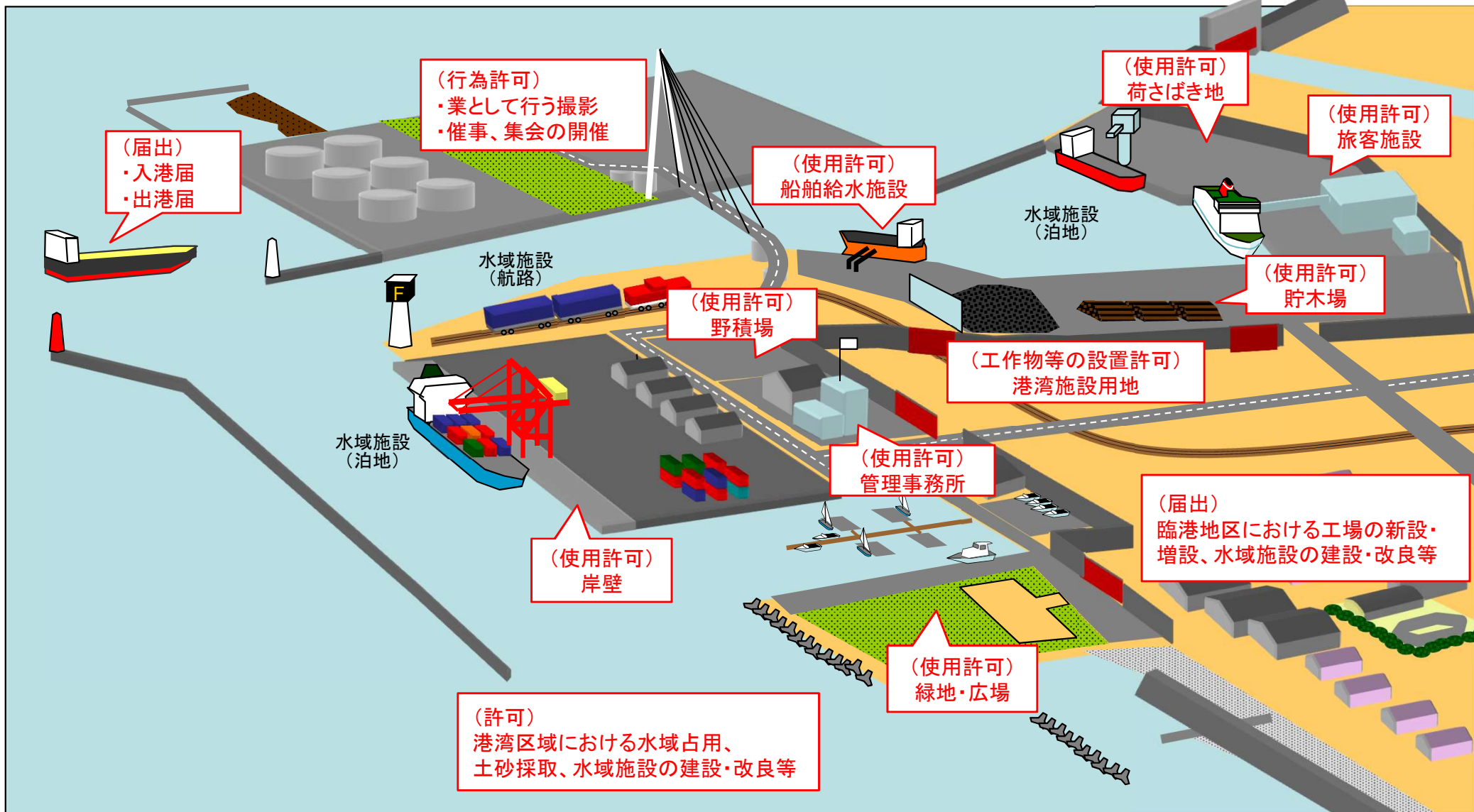
区分	港湾数	法人数	港湾管理者法人 (法人数内訳)			
			都道府県	市町村	港務局	一部事務組合
国際戦略港湾	5	5	1	4	0	0
国際拠点港湾	18	18	11	4	0	3
重要港湾	102	45	25	16	1	3
地方港湾	807	98	2	96	0	0
(合計)	932	166	39	120	1	6

※法人数について、地方公共団体が複数の区分の港を管理している場合には、最上段の区分に計上

港湾行政手続の例

- ・入出港 … 港湾に入出港する船舶から届出を受理
- ・施設使用 … 岸壁や上屋等、港湾管理者が管理する港湾施設の使用を許可
- ・占用、行為 … 工作物の設置や催事・集会の開催などを許可
- ・港湾区域 … 港湾区域における占用、土砂の採取、水域施設等の建設・改良を許可
- ・臨港地区 … 臨港地区における水域施設等の建設・改良や工場の新設・増設に関する届出を受理

■主な港湾行政手続の例



NACCSについて(既存の電子申請システム)

- NACCS (Nippon Automated Cargo and Port Consolidated System) は、入出港する船舶・航空機及び輸出入貨物について、入出港手続、輸出入申告等の各種行政手続及び関連する民間業務をオンラインで処理するシステム。
- 手続の電子化による時間短縮や申請窓口の一元化による事務負担軽減、手続の進捗状況のリアルタイムでの把握、関係者間での情報共有を可能とするなど、国際物流における手続の迅速化・効率化に貢献している。
- 港湾行政手続については1999年10月より港湾EDIとして電子化。現在はNACCSと統合済。

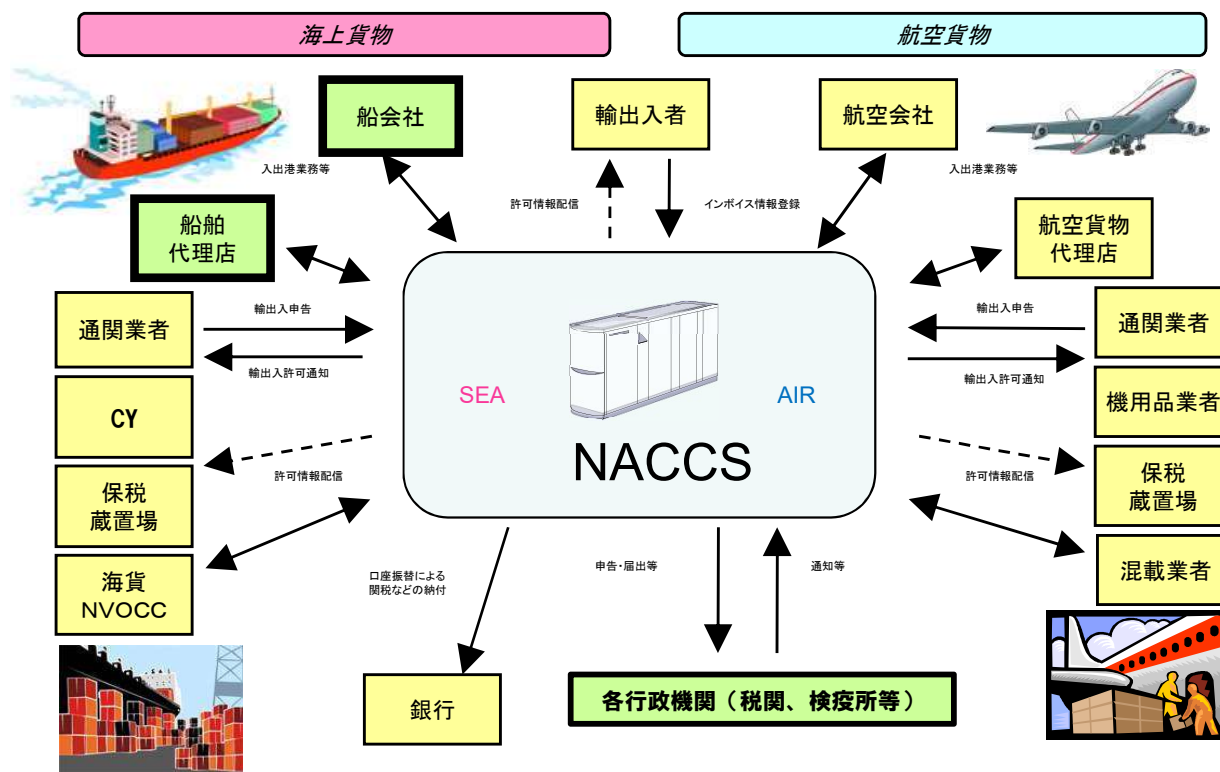
行政手続システム



申請者

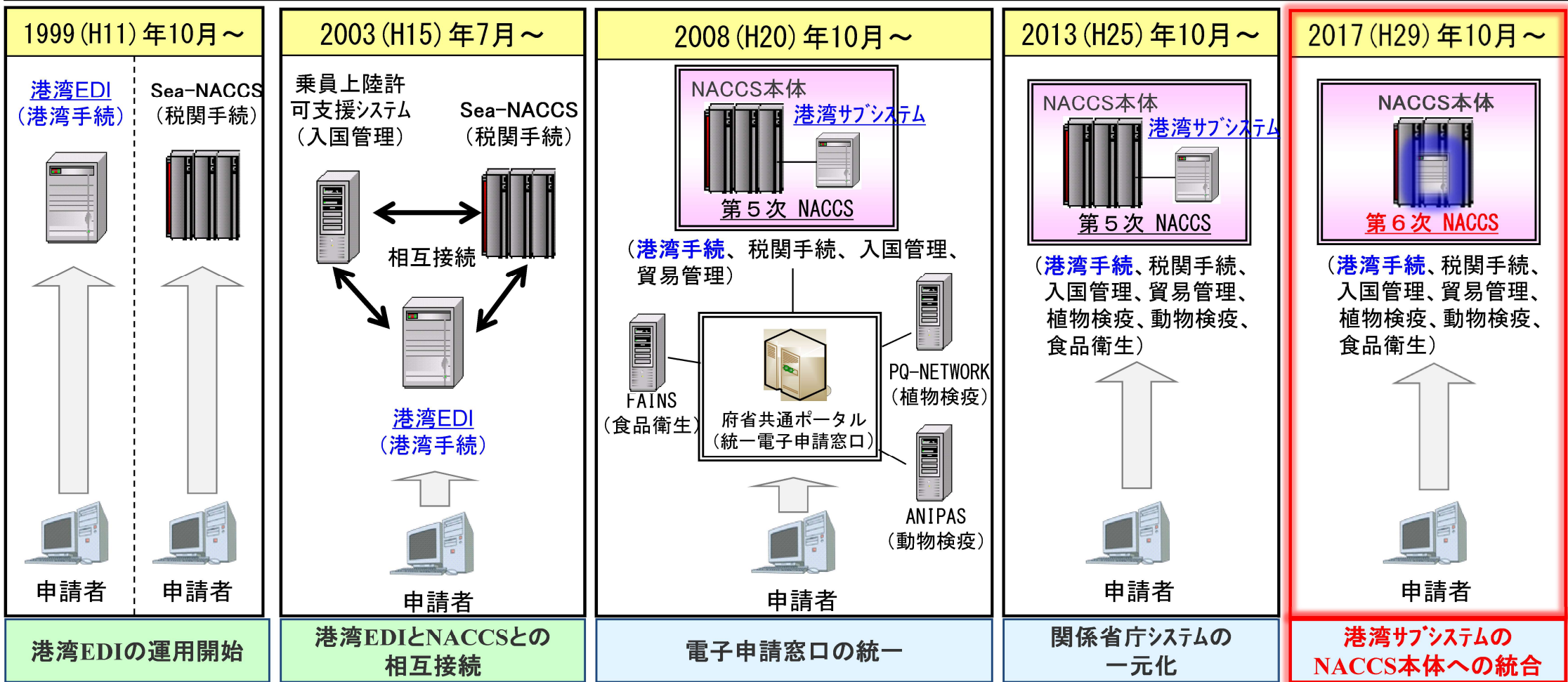
- 税関手続 (財務省・税関)
- 港湾手続 (国土交通省・港湾管理者)
- 乗員上陸手続 (法務省)
- 貿易管理 (経済産業省)
- 動植物検疫手続 (農林水産省)
- 検疫手続
- 食品衛生手続 (厚生労働省)

海上貨物の輸出入等関連手続イメージ



【参考】港湾EDIシステムの構築とシングルウィンドウ化の経緯

- 平成11年10月、港湾管理者と港長に係る手順のみを対象とした港湾EDIシステムの運用を開始。
- 平成15年7月、港湾EDIシステム、NACCS及び乗員上陸許可支援システムを相互接続し、1回の入力・送信で港湾関連手順が完了するシングル・ウィンドウ化が実現。
- 平成20年10月、港湾EDIシステムをNACCSに統合し、関係6府省7システムの統一電子申請で全ての手順が行えるようになった（次世代シングルウィンドウ化）。
- 平成29年10月、第6次へシステム更改を行い、セキュリティ性能やバックアップ機能を向上。システム構成上は港湾サブシステムをNACCS本体に統合させるものの、港湾サブシステムの機能群自体はそのまま存続。



NACCSによる港湾行政手続の電子化の範囲

- 港湾行政手続のうち、船舶の入出港に関する手続や係留施設の使用申請に関する手続等についてはNACCS（旧港湾EDIシステム）により、統一された電子様式でのオンライン申請が可能。
- 他方、一部の施設の使用申請に関する手続や港湾区域内の工事の許可に関する手続等についてはシステムの対象外となっているため、書類、FAX等による手続が行われている。

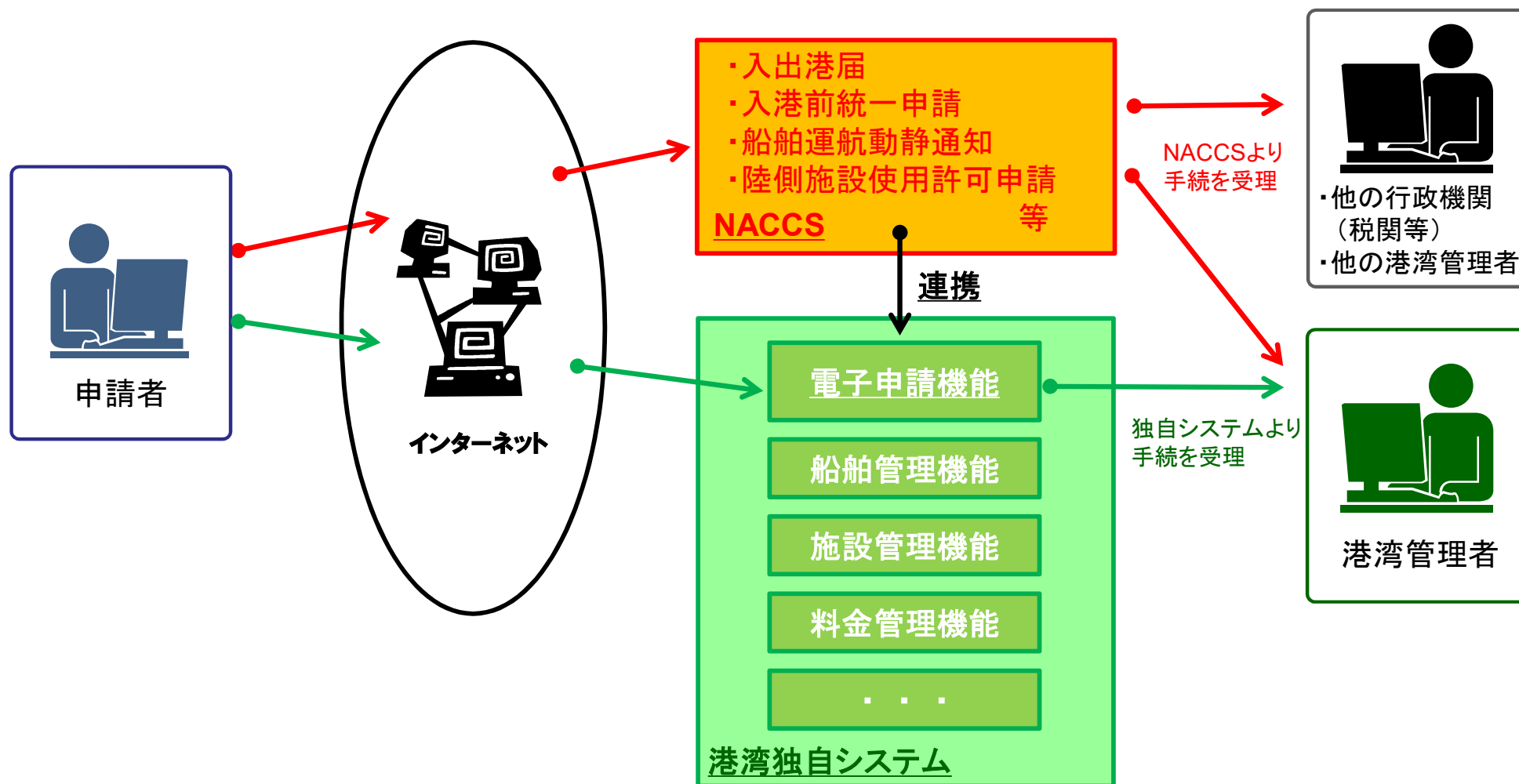
■主な港湾行政手続の電子化状況

分類	手続	詳細
船舶入出港関係	入出港届	NACCSにより 電子化済の手続
	入港料減免・還付申請	
船舶動静関連	船舶運航動静通知	
施設使用関連	係留施設使用許可申請	
	海側施設使用許可申請	船舶給水施設、船舶廃油処理施設、ひき船、渡船橋
	陸側施設使用許可申請	荷役機械、上屋、荷さばき地・野積み場、コンテナ用電源
	上記以外の施設使用許可申請	旅客施設(待合所等)、港湾管理施設、港湾環境整備施設、港湾厚生施設、その他の施設
施設占用関連	港湾施設占用許可の申請	工作物設置、地下埋設物設置、上空工作物設置
港湾区域関連	港湾法関連(第37条)の申請	水域占用許可、土砂採取許可、工事許可
臨港地区関連	港湾法関連(第38条の2等)の届出	行為の届出、構築物建設届
公有水面関連	公有水面埋立法関連の申請	埋立許可(港湾区域内)

NACCS対象外の
手続(紙手続)

港湾独自のシステムについて(既存の電子申請システム)

- 全国の主要な港湾において、統一的な電子申請システムとしてNACCSが導入されている一方、港湾管理者によっては独自のシステムにおいて電子申請機能を構築し、NACCSと併用するケースが存在。
- 各港湾独自システムの機能や運用方法は港湾管理者事に異なるものの、申請者がどちらのシステムからでも手続可能な場合には、両システム間でデータ連携が行われるなどのケースがある。



※港湾独自システムの機能や運用方法は港湾管理者毎に異なる。

我が国の港湾における電子申請システムの導入状況

- 重要港湾以上の多くは、既にNACCSを導入している一方で、特に地方港湾を中心としてNACCSを導入していない港湾が存在し、持参、郵送又はFAXなどの紙ベースによる港湾行政手続が行われている。
- また、NACCSや港湾独自システムを導入している港湾においても、システムの対象外となる手続を中心として、紙ベースによる手続が行われている。

ケース①: NACCS及び独自システムの導入 (20港程度)

港湾管理者 (A港)

港湾独自システム

NACCS

申請者

- 入出港届等の手続についてはNACCS及び港湾独自システムにより電子申請を実施。
- 両システムで対象となる手続は、必要に応じてNACCSから港湾独自システムへのデータ連携を行い、港湾独自システム側での受付を実施。
- システム対象外の手続は紙などにより申請。

ケース②: NACCS又は独自システムの一方のみの導入 (170港程度)

港湾管理者 (B港)

港湾独自システム

NACCS

申請者

どちらか一方のみ導入

- 入出港届等の手続についてはNACCS (又は港湾独自システムの一方) により電子申請を実施。
- システム対象外の手続は紙などにより申請。

ケース③: 電子申請システム未導入 (740港程度)

港湾管理者 (C港)

紙などによる申請

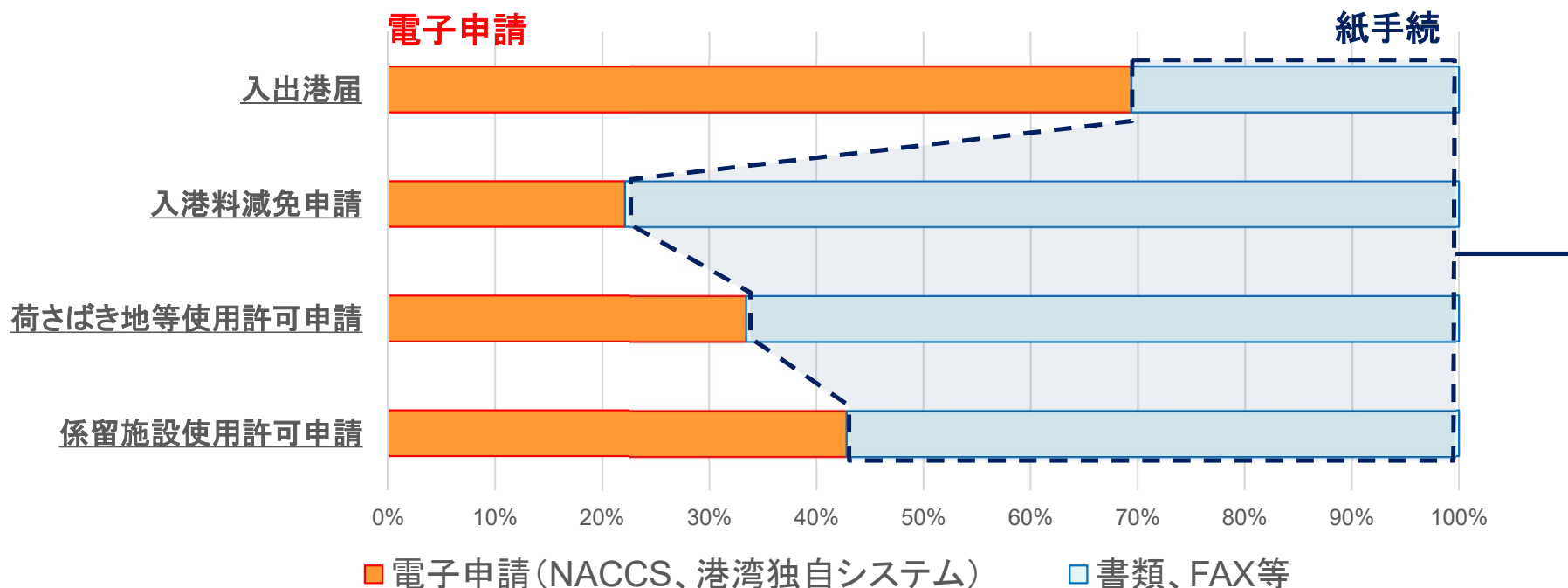
申請者

- 電子申請システムが存在しないため、紙などにより申請。

※独自システムは国土交通省港湾局で把握しているもののみを計上。

- 入出港届や係留施設使用許可申請等のNACCSの対象手続については一定程度電子化が進んでいるものの、紙ベースによるものも多数存在する状況。
- 理由として、現状のシステムが全ての手続を対象としていないことや、手続の件数の少なさなどが挙げられており、今後、港湾関連データ連携基盤の構築により、NACCSも含めた総合的な電子申請の利便性の向上を図る。

■主なNACCS対象手続の電子申請率(2018年度:重要港湾以上)



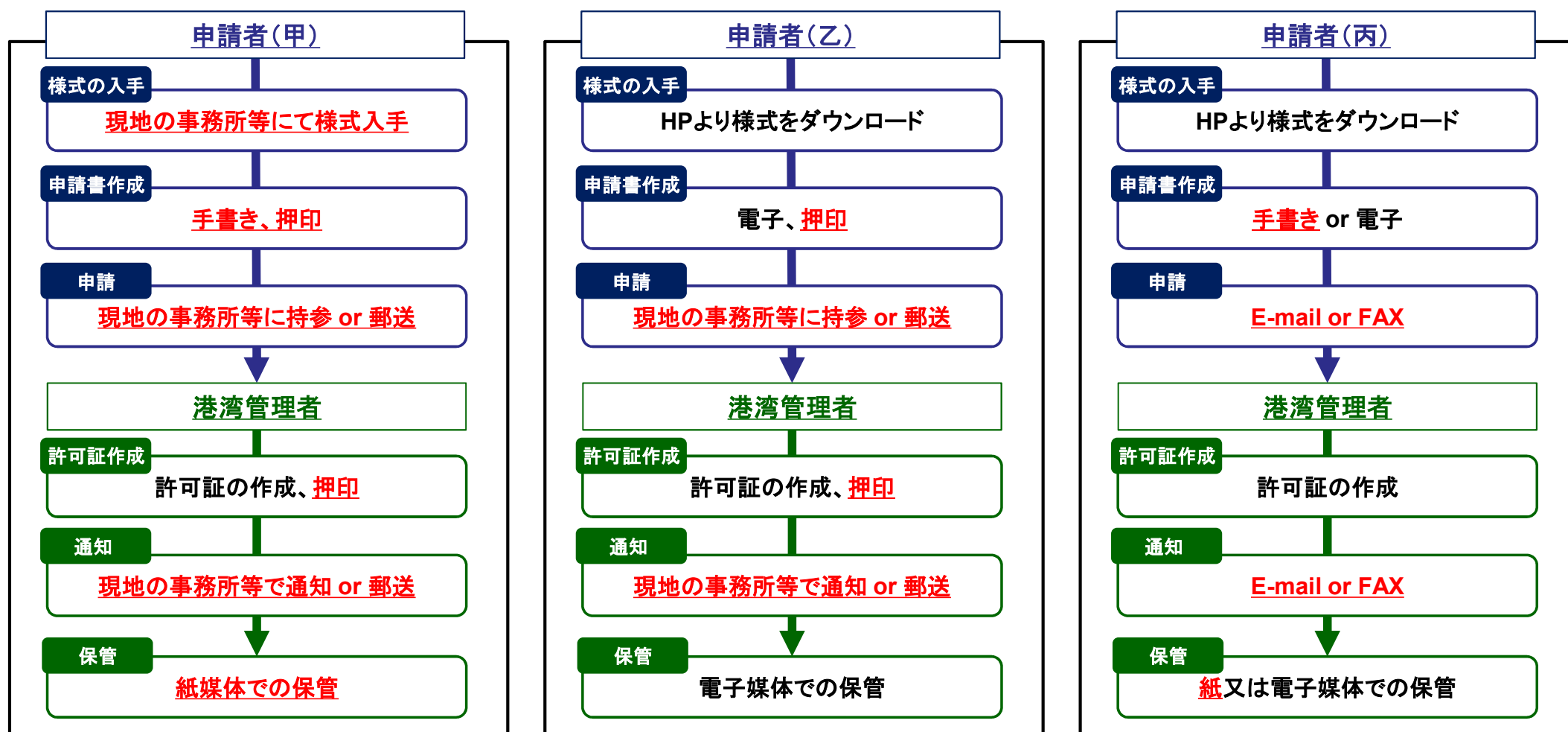
紙手続の主な理由

- ・直接持参する必要のある書類もあり、手間がかかることに変わらない。
- ・書類やFAXによる申請が定着しており、特段困っていない。
- ・電子申請システムの利用に煩雑さを感じる。操作方法が分からない。
- ・申請件数が少なく、電子化のメリットを感じていない。

※国土交通省港湾局が実施した調査の結果に基づく。

港湾行政手続の流れ(電子申請システム以外の場合)

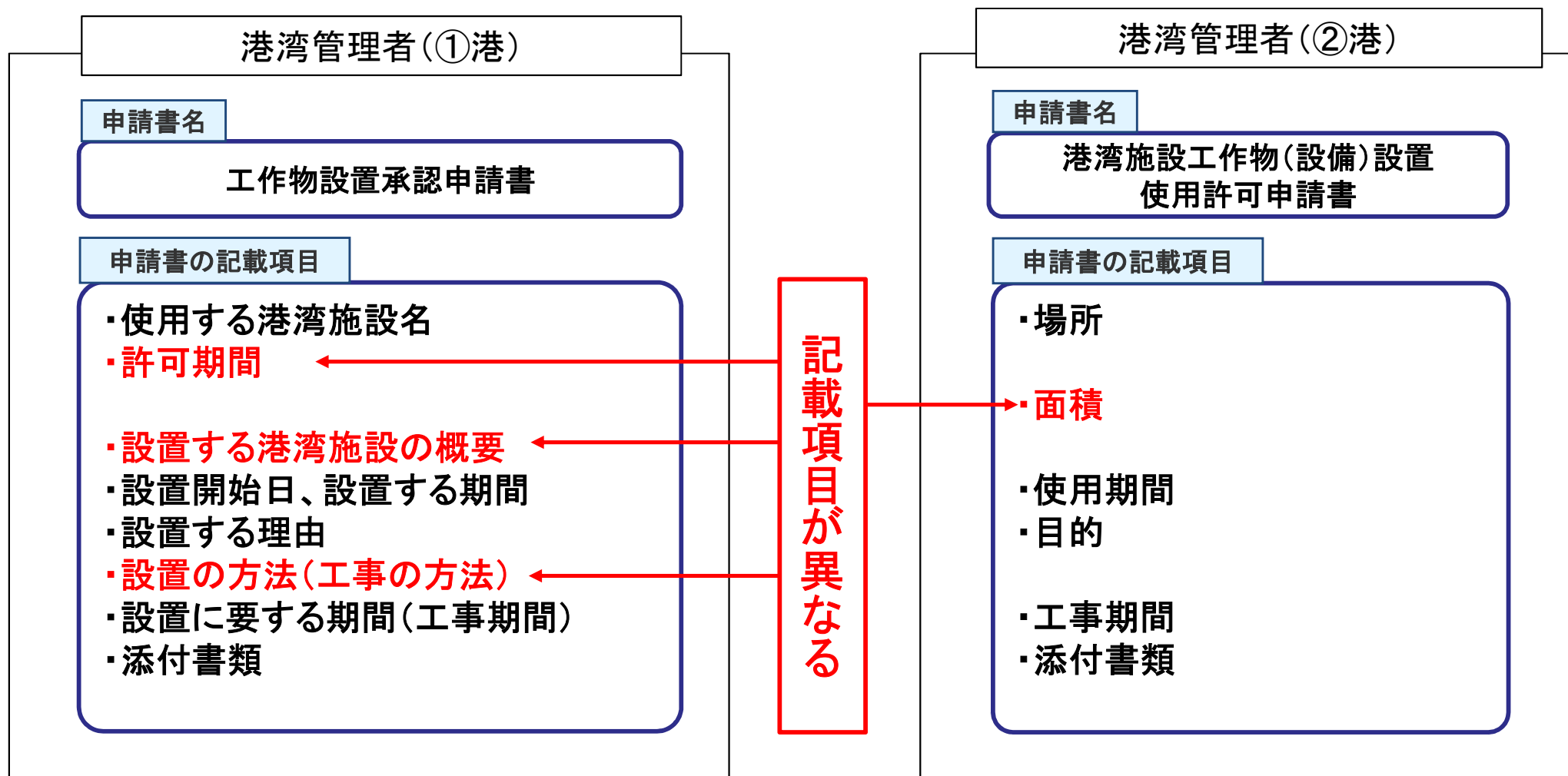
- 電子申請システムを利用しない場合、申請者は、手続に必要な様式を港近傍の港湾管理者の事務所窓口やホームページから入手し、手書き/電子による必要項目の記入や(必要に応じて)押印を行ったうえで、窓口への持参や郵送等の方法により申請を行っている。
- 港湾によっては、これら電子申請システム以外の方法による手続が年間で数万～十数万件程度存在し、また、申請が年度末又は年度明けの時期に集中するケースがあるなど、申請者、港湾管理者ともに手続に多くの労力を費やしている。



※国土交通省港湾局の調査結果に基づき、手続の流れの一例として示したものである。

- 同様の港湾施設の使用申請であっても、各港湾管理者により、申請書への記載項目が異なる場合がある。
- 港湾関連データ連携基盤導入時にあたり、様式は統一するのではなく、ある程度、各港湾の事情に合わせて編集可能とするなど、柔軟な対応が必要。

申請書の例(工作物の設置申請)



○経済財政運営と改革の基本方針2020

(令和2年7月17日閣議決定)(抄)

第1章 新型コロナウイルス感染症の下での危機克服と新しい未来に向けて

4. 「新たな日常」の実現

我が国社会全体のデジタル化を強力に推進する。まずは、デジタル・ガバメントの構築を、早急に対応が求められる、言わば一丁目一番地の最優先政策課題として位置付け、行政手続のオンライン化やワンストップ・ワンズオンリー化など取組を加速する。

.....

第3章 「新たな日常」の実現

1. 「新たな日常」構築の原動力となるデジタル化への集中投資・実装とその環境整備

(デジタルニューディール)

— (1) 次世代型行政サービスの強力な推進 — デジタル・ガバメントの断行

・・・単にオンライン化等を目的とするのではなく、データの蓄積・共有・分析に基づく不断の行政サービスの質の向上こそが行政のデジタル化の真の目的である。

.....

(政府全体の方向性)IT新戦略の策定

○世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画 (令和2年7月17日閣議決定)(抄)

第1部 世界最先端デジタル国家創造宣言

I. 新型コロナウイルス感染拡大の阻止、デジタル強靱化社会の実現

7 社会基盤の整備

ー (1)デジタル・ガバメント

- ・ ・ ・ 特に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大への対応を踏まえ、強靱なデジタル社会構築の実現に向けて、以下に取り組む。

① 行政のデジタル化の徹底

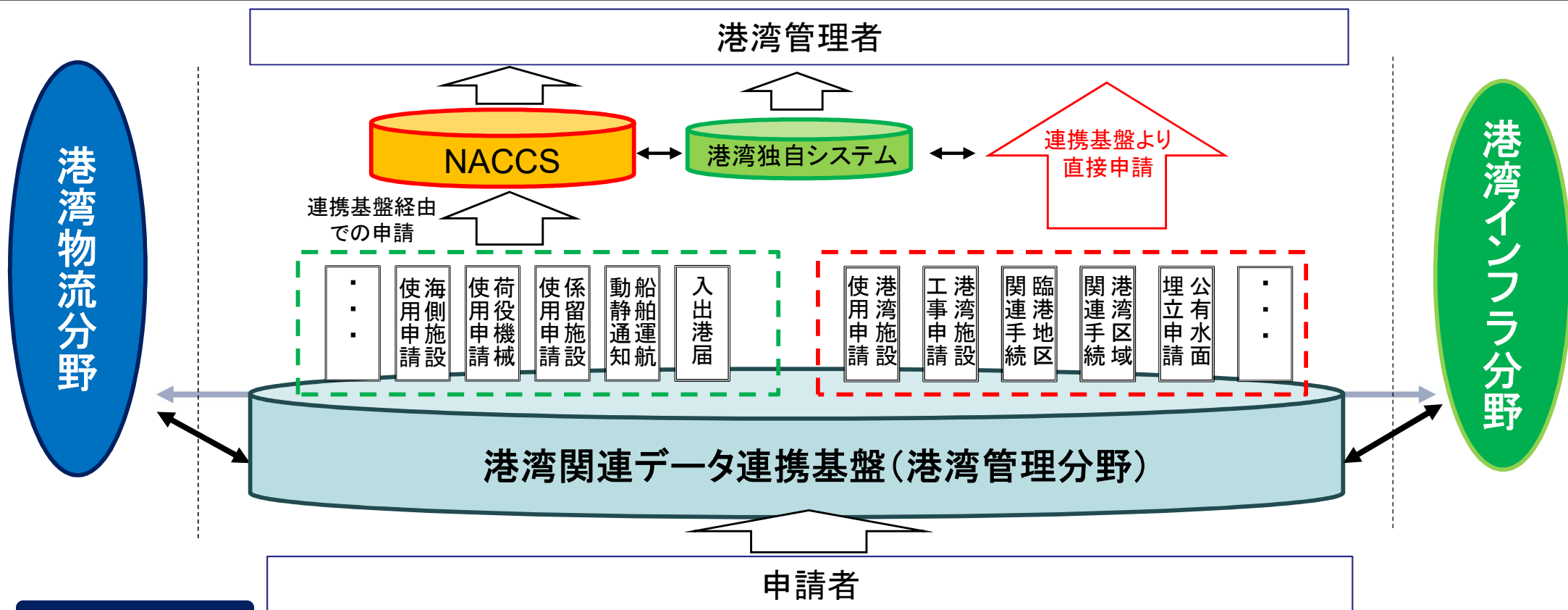
書面や対面といった、デジタルによる完結を阻む要件は、感染症の感染拡大の防止の妨げとなるだけでなく、今後の経済の回復局面、さらにはデジタル化による社会変革を進める際の官民双方の生産性向上の妨げにもつながりかねない。

こうした点を踏まえ、各府省は、デジタル手続法及びデジタル・ガバメント実行計画により明確となった「デジタル3原則(①デジタルファースト:個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する、②ワンスオンリー:一度提出した情報は、二度提出することを不要とする、③コネクテッド・ワンストップ:民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する)」の徹底を図るとともに、全ての行政手続を対象として、デジタル化の前倒しなどを早急に検討する。

・ ・ ・ ・ ・

港湾関連データ連携基盤（港湾管理分野）の全体像

- 港湾関連データ連携基盤（港湾管理分野）において、既存システムにおいて既に電子化されている手続きを含め、原則全ての港湾管理者に関する手続きの電子化を図る。
- NACCSや港湾独自のシステムと連携し、連携基盤経由での申請を可能とすることで、全国の港湾における申請窓口の一元化が可能。



期待される効果

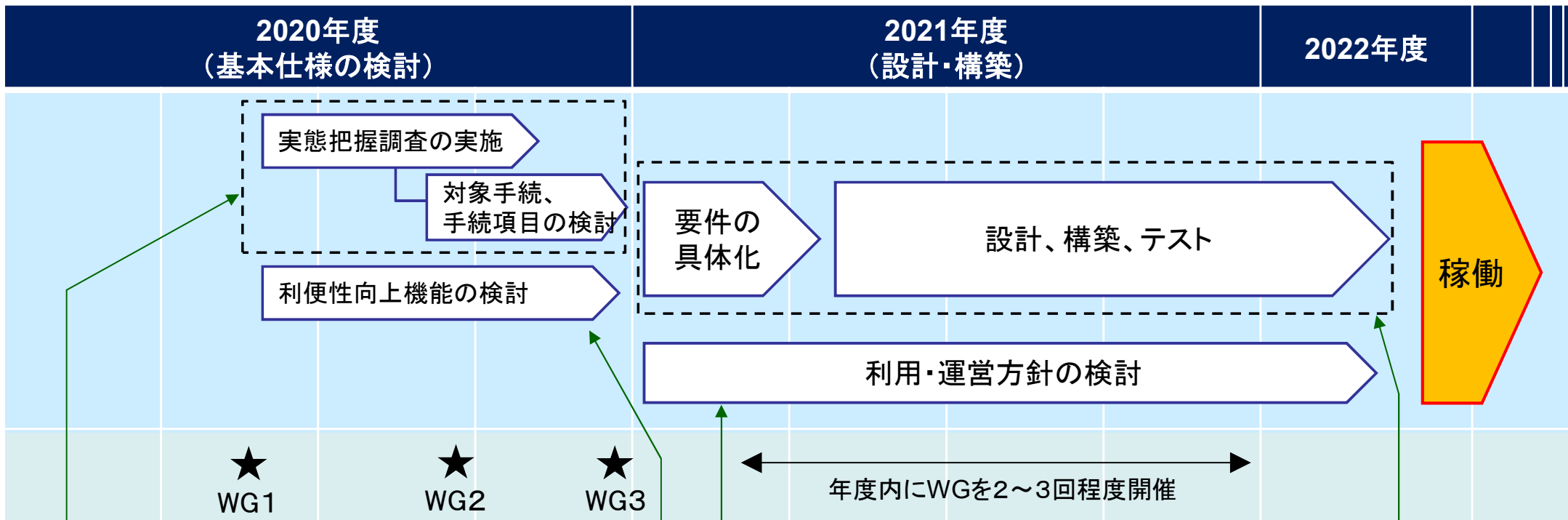
- インフラ情報とも連携し、施設のリアルタイムな空き状況など、利用者への多様な情報提供が可能。
- 手続きの電子化及びデータ連携により、申請に係る作業の簡素化が図られ、施設の利用促進に資する。
- 将来的に、港湾の開発、利用及び保全に関連する調査・統計業務の効率化に関する機能を付与し、関係者の作業負担の軽減及び統計の早期公表を図る。

利用の流れ	作業内容
1. 対象港湾の選択	<ul style="list-style-type: none"> ・メイン画面から<u>ユーザー名、パスワードを入力</u>してログインを行う。 ・システムの画面に表示される<u>全国地図から対象港湾を選択</u>（特定の港湾、地区別表示などカスタマイズ機能を実装）。
2. 対象施設の選択	<ul style="list-style-type: none"> ・地図上において、<u>対象となる港湾施設を選択</u>（施設データは港湾関連データ連携基盤（港湾インフラ分野）のものを利用）。 ・施設を選択後、<u>手続の選択画面</u>に移行。
3. 申請手続の選択	<ul style="list-style-type: none"> ・画面に表示される<u>申請手続一覧から、申請を行う手続を選択</u>。 ・NACCS対象手続についても申請可能とする（NACCS経由での申請）。
4. 申請状況の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>施設の予約状況をカレンダー形式等で表示</u>し、予定日に空きがあれば申請画面に移行。
5. 申請実施	<ul style="list-style-type: none"> ・申請画面において<u>様式の必要項目を電子入力し、オンライン上で提出</u>を行う。 ・なお、各種申請手続の項目については、ある程度、各港湾管理者において編集可能とする。
6. 申請等の処分・受理	<ul style="list-style-type: none"> ・港湾管理者において<u>電子的に申請等を受理</u>。 ・システムにおいて<u>当該申請等に対する処分、受理の通知を実施</u>。

※現時点の想定イメージであり、今後の検討の進捗に応じて変更する可能性がある。

※上記は主にGUI機能を想定したものだが、必要に応じて、関係システムとのAPI連携についても検討を行う。

【案】今後の検討の進め方(港湾管理分野)



※サイバーポート推進委員会の開催時にWGの検討状況を報告

①港湾行政手続の電子化の検討

- ・港湾行政手続に関する実態把握調査の実施
- ・対象手続及び各手続項目の検討
- ・港湾管理者による様式の編集機能の検討 等

②利便性向上機能の検討

- ・NACCSとの連携・接続内容の検討
- ・連携基盤(他2分野)との連携・接続内容の検討
- ・データの利活用に向けた集計・加工機能の構築
- ・港湾管理者等による調査・統計業務の効率化に向けた機能の検討 等

③システムの設計・構築等

- ・業務要件、システム要件の検討
- ・システムの設計・構築の実施
- ・利用者のシステムとの接続テストの実施 等

④利用・運営方針の検討

- ・利用規約の検討
- ・利用登録方法の検討
- ・利用料金の検討 等

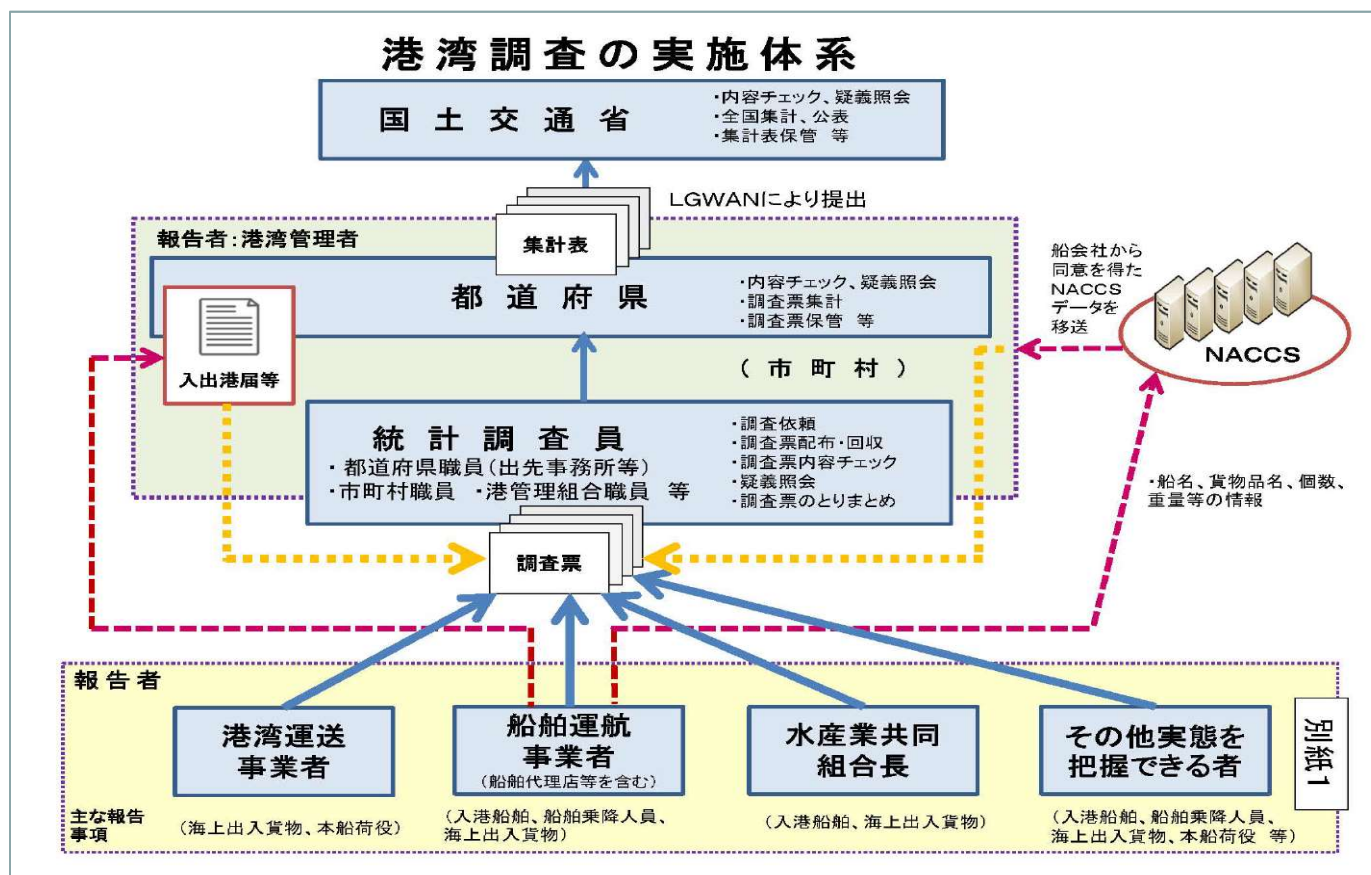
【周知】港湾行政手続に関する実態把握調査の実施について

- 目的：港湾行政手続（主に電子申請システム以外によるもの）の申請・処分に係る件数や項目等の実態を把握することで、今後の港湾関連データ連携基盤（港湾管理分野）の構築に係る手続様式や編集機能に関する検討の基礎資料とする。
- 時期：令和2年8月以降。
- 対象：全国の港湾管理者。
- 調査方法：調査票の配布・回収による。
- 調査内容（例）：
 - ・手続名、手続様式
 - ・年間手続件数（うち、最大月の件数）
 - ・主な申請者の業種
 - ・手続の流れ（様式の入手、記入、申請、通知等の方法）
 - ・押印、添付書類の要否、手続情報の保管方法 等

⇒調査結果を踏まえ、手続申請者へのヒアリングを行う。

- コンテナ貨物に係る流動調査や基幹統計である港湾統計に係る調査等、港湾に関連する多くの調査・統計資料の作成が行われており、関係者による調査様式への記入やとりまとめ作業に多くの時間を要している状況。
- 関係者の作業負担の軽減及び統計の早期公表を図るため、一連の作業の電子化など、港湾関連データ連携基盤において、港湾の開発、利用及び保全に関連する調査・統計業務の効率化に向けた機能を構築する。
- 今後、各港湾管理者へのヒアリング等を行い、機能の具体化を行う。

■調査・統計業務の実施体系(港湾調査の場合)



※出典: 第85回サービス統計・企業統計部会(令和元年5月30日) 資料3「国土交通省説明資料」